

国 都 市 第 381 号  
平成13年12月26日

各都道府県知事  
各政令指定都市の長  
都市基盤整備公団総裁  
地域振興整備公団総裁 殿

国土交通省都市・地域整備局長

### 土地区画整理事業運用指針について

今般、土地区画整理事業全般にわたる技術的助言として、(別添1)のとおり「土地区画整理事業運用指針」を定めたので、通知する。各地方公共団体等におかれては、今後の土地区画整理事業制度の運用にあたって、参考としていただきたい。

なお、都道府県におかれては、貴管内市町村(指定都市を除く。)及び住宅供給公社に対して本指針を周知いただくようお願いする。

本指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜活用していただきたい。

また、本指針の策定に伴い、(別添2)に掲げる通達等は廃止する。